

学校法人 学 文 館
上 武 大 学
生理学・看護学等研究倫理委員会規程

(委員会の設置と目的)

第1条 上武大学に所属する教員が人を対象とする研究（以下「研究」という。）を実施するにあたり、「ヘルシンキ宣言」の趣旨に沿った倫理的配慮を図り、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づく審査を行うことを目的に、「上武大学生理学・看護学等研究倫理委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会の審議事項は次のとおりとする。

- 一 研究に関わる計画書等の審査に関すること。
- 二 研究における倫理のあり方に関する基本的事項に関すること。
- 三 その他研究倫理に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 学長または大学を代表する者 1～2名
- 二 ビジネス情報学部から2名
- 三 看護学部から2名
- 四 臨床研究の専門家 1～2名
- 五 学外の有識者 2～3名

2 前項の委員は常任理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 第1項第5号の委員は法律学の専門家等の人文、社会科学の有識者及び一般の立場を代表する者から構成され、かつ外部委員を含むものとする。

4 委員会は男女両性で構成する。

(任 期)

第4条 委員の任期は原則として、4月1日から3月31日までの1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は常任理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第3条第1項第5号の委員のうち、

- 1 人以上の出席がなければ開催することができない。
- 2 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 審査対象となる研究に関わる委員は、当該研究計画の審査及び議決に加わることはできない。
- 4 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。
- 5 委員会は原則として非公開とし、委員は職務上知り得た情報を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(審査手続き等)

第7条 委員会は、第2条第1項について、次のとおり、研究責任者の申請に基づき審査を行う。

- 2 研究責任者は、審査に必要な書類を所属の学部長に提出し、申請する。
- 3 学部長は、申請を受けたときは、委員会に審査を諮問する。
- 4 委員会は、第1条の趣旨に沿って審査し、判定を行う。
- 5 委員会が必要と認めた場合は、研究責任者または第三者の出席を求め、申請の内容についての説明または意見を聴くことができる。
- 6 委員会は、審査の判定結果について速やかに理事長に報告する。
- 7 理事長は、前項の報告を尊重し、審査結果を研究責任者に通知する。
- 8 研究期間は最長4年とする。ただし研究を継続する場合には、再申請を行うことが出来る。
- 9 前号の規程に係る再申請を行う場合、研究期間は最初の承認日から起算して最長6年とする。

(研究計画等の変更)

第8条 研究責任者は、承認された後に研究計画等の変更をする場合は、改めて変更箇所を明示した研究計画書等を、学部長に提出しなければならない。

(異議申し立て)

第9条 研究責任者は、審査の結果に異議のある時は、理由書を添えて学部長に再審査を求めることができる。

(研究の変更・中止)

第10条 研究責任者は、研究対象者に危険や不利益が生じた場合は、速やかに学部長を通じて委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の報告に基づいて審議し、当該研究の変更、中止その他必要な事項について意見を述べることができる。
- 3 理事長は、委員会の意見を尊重し、当該研究の変更・中止その他必要な事項を決定する。
- 4 研究責任者は、前項の決定に従わなければならない。

(研究実施状況報告)

第 11 条 委員会は、学部長を通じて研究責任者に研究の実施状況について報告を求めることができる。

2 研究責任者は、研究終了後、速やかに学部長を通じて委員会に研究の終了と結果の概要を報告しなければならない。

(公表)

第 12 条 委員会は、第 6 条第 4 項の記録のうち、議事要旨を公表することができる。ただし、研究対象者の人権及び研究の独創性又は知的財産権の保護のため、非公開とすることが必要な部分については、この限りではない。

(倫理審査証明)

第 13 条 研究等に関わる論文の雑誌掲載等に際して必要な倫理審査の証明は、委員会が、第 2 条に定める審査を受けた研究計画と当該研究の同一性を認定した上で行う。

(倫理検討会)

第 14 条 学生が行う卒業研究等において、倫理的配慮を図る必要が生じた場合は倫理検討会を開催する。倫理検討会の詳細については別に定める。

(庶務)

第 15 条 委員会の庶務は、大学本部事務室において処理する。

(規程の改正)

第 16 条 この規程の改正は、常任理事会の議決による。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。